

神戸石炭訴訟 気候変動を防ぐ、大気汚染を防ぐ、そして子どもたちに未来をつなぐ。

# News Letter VOL.10

発行/2021年 5月 28日 発行者/神戸の石炭火力発電を考える会  
〒657-0051 神戸市灘区八幡町4-99-22(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

## -2030年 温室効果ガス削減目標引き上げ ますます高まる脱石炭の必要性-

### 1.神戸石炭訴訟 民事訴訟の報告

これまで、3/15に第一審判決が出された、行政訴訟を中心にお伝えしてきました。今号では、神戸地裁における民事訴訟について、第7回期日(2020年6月20日)以降の動向を、お伝えしたいと思います。民事訴訟では、神戸発電所3-4号機の建設工事を進めている神戸製鋼所、コベルコパワー神戸第二、売電先である関西電力を被告とする裁判です。

### 2.各期日の経過

#### 第8回期日(2020年10月20日)(プレゼン担当:與語弁護士、和田弁護士)

①大気汚染シミュレーションの専門家ラウリ氏によるCREA報告に基づいて、PM2.5の拡散シミュレーションの結果より、神戸や大阪の住民に対する健康リスクが有意に上昇することを主張しました(準備書面(15)(16))。一方、気候変動問題については、②神戸製鋼の「他も同様に温室効果ガスを排出している」「自分だけの責任ではない」との主張を突き崩すべく、CO<sub>2</sub>排出と気候変動との間の因果関係が科学的に認められること、温室効果ガスを排出する他の事業者があったとしても、排出責任があるとする「共同不法行為論」を展開しました(準備書面(17))。

#### 第9回期日(2020年12月8日)(プレゼン担当:池田弁護士)

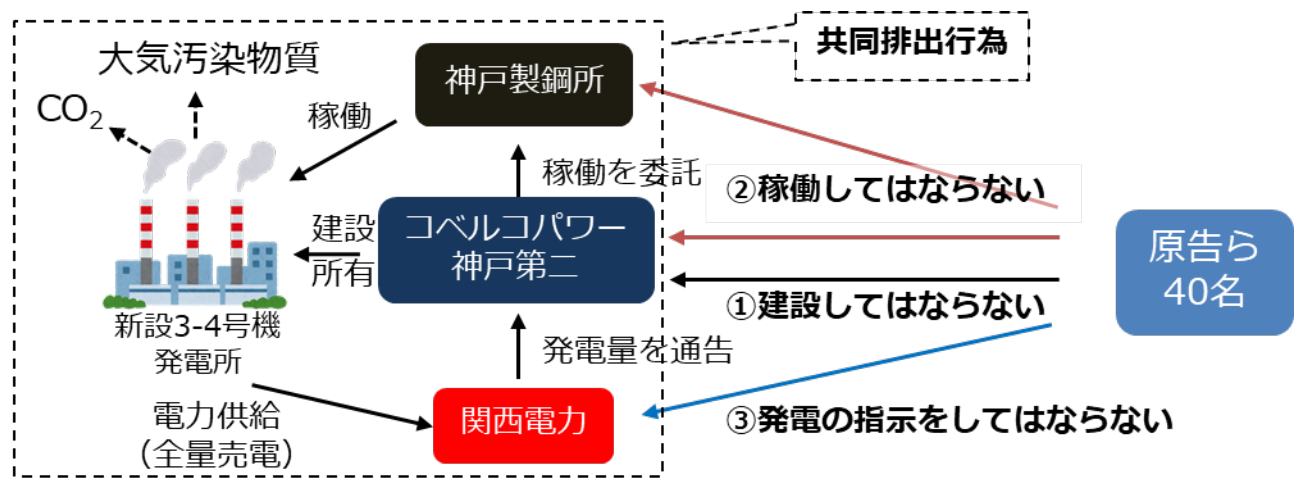
①神戸製鋼からの「環境アセス手続を実施したから、何ら違法はない」とする主張への反論(準備書面(18))と、②前回期日で述べた共同不法行為論のうち要件論につき、世界的に求められる気候変動対策としてのCO<sub>2</sub>排出削減目標と、日本の石炭火力発電所の稼働(予定含む)状況からすれば、日本国内の石炭火力発電所の相互間には、関連共同性が認められると主張しました(準備書面(19))。

#### 第10回期日(2021年2月16日)(プレゼン担当:和田弁護士、喜多弁護士)

①差止請求における違法性の有無の判断(受忍限度論)について、従前の主張に加え、エネルギー政策におけるコスト計算の第一人者である大島堅一教授(龍谷大学)の意見書を基に、本件事業が事業性(経済性)を欠くため、CCS(炭素回収・貯留技術)などの被害防止措置を採り得ない、ひいては公共性ないし公益上の必要性を欠くと主張しました(準備書面(20))。また、②共同不法行為論のうち、効果論として、原告の新設発電所の建設や稼働の差止請求につき、日本国内の各石炭火力発電所が連帯的に差止義務を負うこととなると主張しました(準備書面(21))。

#### 第11回期日(2021年4月27日)

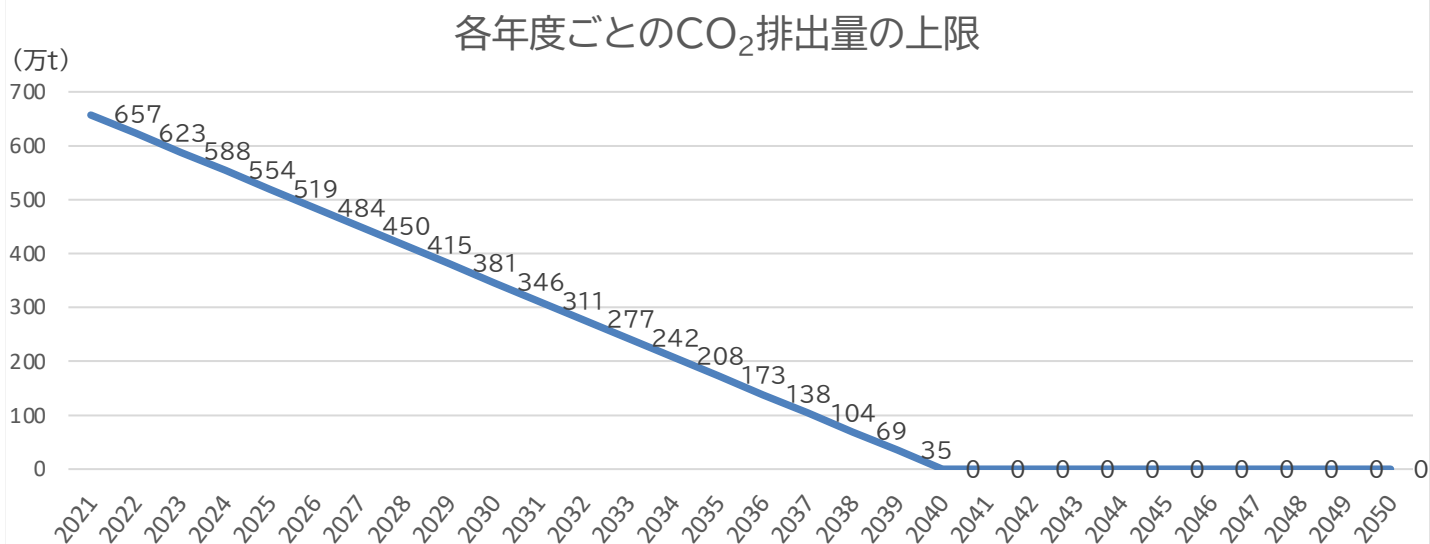
裁判官の交代があり、これまで原告が主張してきた事項につき、全体像を明らかにするよう求められ、原告主張全般のプレゼンを行いました。なお、被告側(神戸製鋼、関西電力ら)は、これまでと同様、法廷での説明は行いませんでした。



請求の各論として、大気汚染による権利侵害(金崎弁護士)、温暖化による権利侵害(和田弁護士)、権利侵害が受忍限度を超えること(杉田弁護士)の説明を行い、これに加え、最近の気候変動対策の国内外の流れの補足(浅岡弁護士)と人権問題ととらえられる権利論、因果関係論としては総量が問題となること、国の削減目標との関係などの争点のまとめ(池田弁護士)を行い、本件の全体構造を示しました。

### 3. 予備的請求について

4月27日の期日で、従来の主位的請求に加えて、予備的請求を追加しました。これは、主位的請求が「全て」の稼働の差止めを求めるものであった点につき、予備的請求では「一定の割合」を超えたCO<sub>2</sub>排出を伴う稼働の差止めを求めるものです。世界的に2040年でCO<sub>2</sub>排出ゼロを目標としていることから、毎年直線的に削減する必要があるとした場合の割合を上限としています。



原告の立場では即時100%稼働停止を求めることが第一ですので、その請求は維持したままです。そのうえで、裁判所の立場として請求認容判決をしやすいように、国の政策目標に沿った形で排出量の上限を設けた請求を予備的に追加しました。

### 4. 今後の予定

民事訴訟の裁判期日の日程は、次回が2021年7月13日10時30分から、次々回が同年10月5日10時30分からと指定されています。

次回までに、神戸製鋼の準備書面(8)に対する反論と、CO<sub>2</sub>排出対策の具体的な内容を明らかにするよう求めます。裁判所の進行としては、次々回に住民の方や専門家の証人尋問の必要性につき、判断する予定です。

【声明】

## 神戸発電所3号機 試運転開始への抗議文を送付

神戸の石炭火力発電を考える会  
FRIDAYS FOR FUTURE KOBE

(2021/05/08)



### 神戸発電所3号機 5/5火入れを敢行

新聞報道(8日)によると、神戸製鋼所は、神戸線条工場内(神戸市灘区)に2018年10月より建設工事を進めていた石炭火力発電所において、5月5日に「火入れ」を行ったことが分かりました。今回の火入れは、発電所の営業運転開始に向けた、事実上の「試運転」にほかなりません。

神戸製鋼所は、大気汚染公害被害に長きに渡って苦しめられてきた被害者や地域事情を考慮しないばかりか、気候危機の最中、脱石炭が求められているにもかかわらず、新たな石炭火力発電所を稼働させました。そのことに強く抗議し、(株)神戸製鋼所社長 山口貢氏、(株)コベルコパワー神戸第二社長 木本総一氏に抗議文を送付しました。

石炭火力発電所は、火力発電所のなかでも大気汚染、気候変動への影響が大きなものです。発電所周辺は、高度経済成長期、激甚な大気汚染公害に見舞われた地域で、多くの住民が公害に苦しめられました。今でも、国、県による重点的な大気汚染対策が続けられており、一部企業の取り組みによって改善が図られてきたものです。また、国連のグテーレス事務総長からも、気候変動対策として石炭火力発電所の全廃の必要性が呼びかけられ、先進国における脱石炭が強く要請されているところです。

こうした地域環境・地球環境の情勢を受けても強行する神戸製鋼所の石炭火力発電に対して、環境悪化を懸念する住民は、新たな石炭火力発電所の建設は、環境保全の見地から容認できず、新設発電所の計画を中止することを要請してきました。

神戸製鋼が事業を強行した背景には、国のエネルギー政策が石炭火力発電所を重要な電源として位置づけていることにあります。また、発電所の建設が見直されないのは、大気汚染、気候変動の観点を考慮せず、発電事業の開始を認めた経済産業大臣の誤った判断が一因となっています。

地域環境・地球環境を保全するためには、石炭火力の立地を認めることはできないと、2018年9月14日、神戸製鋼所、コベルコパワー神戸第二および売電先の関西電力に対して、原告40名が建設及び稼働差止めを求める民事訴訟を神戸地方裁判所に提訴しました。また同年11月には、12名の原告が発電事業を認めた経済産業大臣の判断の取り消しを求める行政訴訟を提起し、法廷での訴えを開始しました。

今後も、地域・地球環境保全のために行動するあらゆる世代の市民、団体と連帯し、神戸の石炭火力問題を通じて、エネルギー政策の転換、環境問題の解決に尽力していきます。

【声明全文】神戸発電所3号機の試運転開始への抗議文を送付(2021/05/08)

<https://kobesekitan.jimdo.com/press-release2021-05-08-send-protest-statement/>



## Topics

### 京都市が株主として、関西電力に発電事業の脱炭素化を提案

4月27日、京都市が関西電力株式会社に対して、自治体による初の試みとなる「発電事業の脱炭素化」の株主提案を行いました。脱炭素を実現するため、とりわけ石炭火力発電所に関する経営方針を問うものになっています。具体的には、(1)「脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素を排出する石炭火力発電所の新設及び同発電所の新設を前提とする電力供給契約の締結を行わない」。(2)「本会社が所有する既設の石炭火力発電所及び電力供給契約を締結する石炭火力発電所については、二酸化炭素回収・貯留・利用(CCUS)の技術が実用化された時点で速やかに同技術を導入し、二酸化炭素を排出しない持続可能な電力供給体制を可能な限り早期に構築する」。(3)「所有する既設の石炭火力発電所をはじめ、発電所から発生する二酸化炭素の総量に係る削減計画を策定し、開示する」との提案を行いました。

ただし、(2)に関し、少なくとも日本において、CCUSの実用化は技術面・コスト面で現実的ではありません。実用化されていない技術をあてにすることは、化石燃料利用の延命につながり、早急な排出削減策を緩める口実として使われる懸念もあります。CCUSに頼るのではなく、気候変動の緊急性に対応した、再エネの普及、脱石炭、脱化石を求めて欲しいところです。

ところで、神戸市も関西電力の株主(3.06%)ですから、京都市のように自治体として、「Environment(環境)」「Social(社会)」「Governance(ガバナンス)」を意識した提案の動きを、ぜひとも検討して欲しいです。脱炭素をめぐる動きは、着実に株式市場へも影響を及ぼしています。

【参考】京都市が関西電力に発電事業の脱炭素化を株主提案(気候ネットワーク:2021/4/30)

<https://www.kiconet.org/info/press-release/2021-04-30/stockholder-proposal-kyoto>

## Topics

### 国内の新設石炭火力発電所 未着工の新設計画 ゼロへ

2012年以降、神戸をはじめ、国内で石炭火力発電所の建設が多数計画されました。そのなかでも、まだ建設に着手していなかった計画が相次いで中止となりました。4/16、電源開発、宇部興産が山口県で計画していたものが中止へ。4/27は、関西電力の子会社と丸紅クリーンパワーが秋田県で計画していたものが中止となりました。いずれの計画も、石炭火力発電の事業性、採算が低下したことを理由にあげています。しかし、これから続々と建設中のものが運転開始を迎えてしまいます。引き続き、石炭火力発電所をはじめとする化石燃料依存からの脱却を強く求めていきましょう。



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル

神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)

<https://kobeclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会

<https://kobesekitan.jimdo.com/>



## お知らせ 今後の裁判期日について



### 民事訴訟 第13回期日

日時:2021年 10月5日(火)10:30より

場所:神戸地方裁判所 101号法廷

期日報告会:開催予定

### 民事訴訟 第12回期日

日時:2021年 7月13日(火)10:30より

場所:神戸地方裁判所 101号法廷

期日報告会:開催予定(詳細はHPに掲載)

### 裁判の傍聴に関して

新型コロナウイルスの感染予防策として、裁判所においても原告席、傍聴席が減らされています。当日、お越しいただいても、裁判を傍聴いただけない可能性があります。予めご了承ください。